

課 長		副 課 長		リ ー ダ ー		設 計		校 合	
--------	--	-------------	--	------------------	--	--------	--	--------	--

~~設~~
~~計~~
~~書~~
仕
様
書

令和 7 年度 委 託

- 1 委 託 名 特定外来生物等捕獲業務委託(単価契約)
- 2 委 託 箇 所 川越市内全域
- 3 実 施 額 @¥ ¥ (但し、委託価格 ¥ ¥)
- 4 変 更 実 施 額 ¥ ¥ (但し、委託価格 ¥ ¥)
- 差 引 増 減 額 ¥ ¥
- 5 委託大要、起工理由・変更 【 委託期間 令和8年2月1日 ～ 令和9年1月31日 】

変更委託の大要	
委 託 の 大 要	本委託は特定外来生物等捕獲業務に係る各業務ごとの単価を決定するものである。また、見積は各業務ごとの単価の総額で行い、単価は市で決めた案分率に基づき決定する。
変 更 理 由	
起 工 理 由	

本 委 託 費 内 訳 表

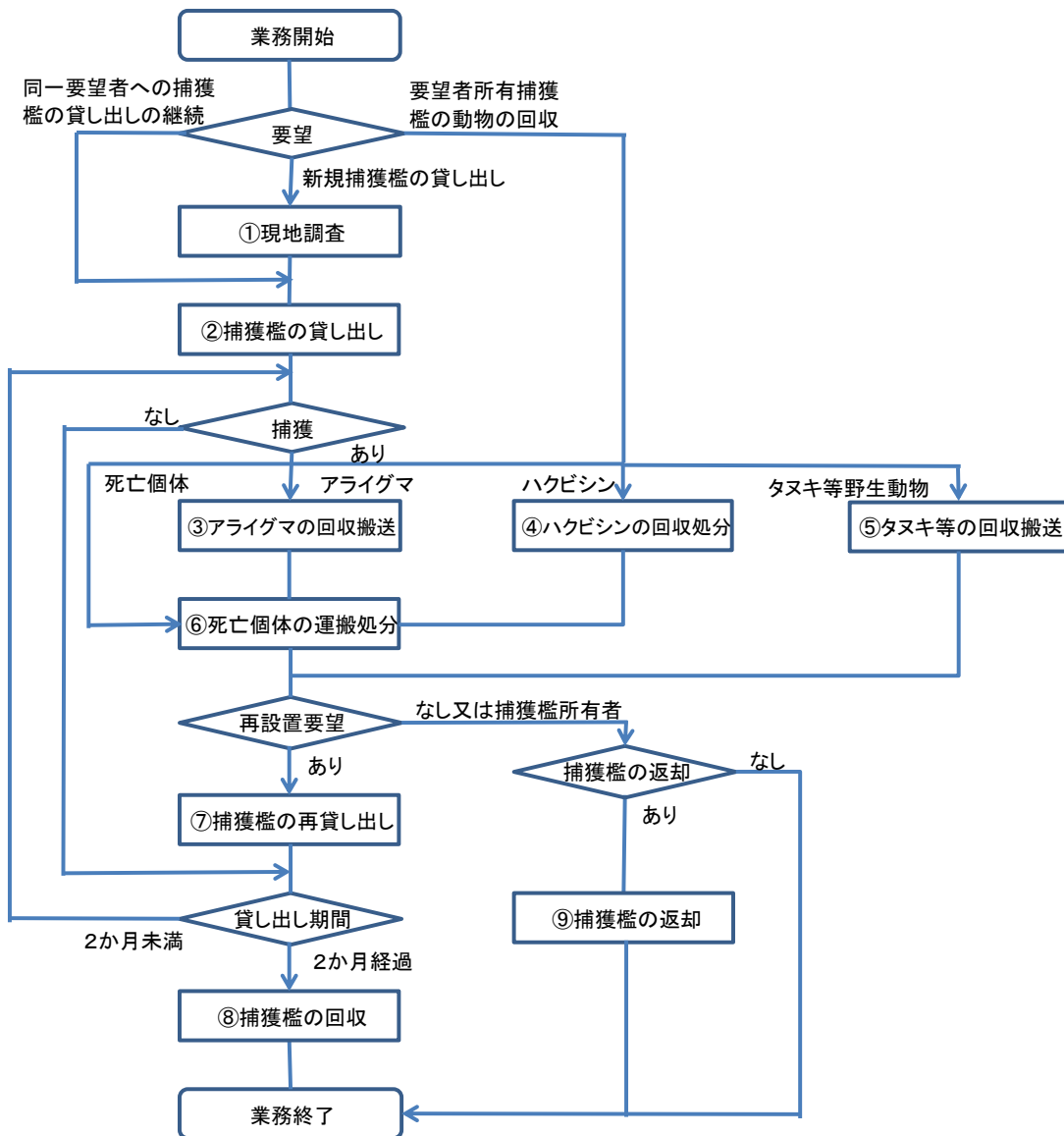
費 目	工 種	種 別	細 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本 委 託 費								
	特定外来生物 等 捕 獲 業 務							
				1	式			別紙 1 号一位代価表
	委 託 価 格							
		消費税相当額						
				1	式			
本 委 託 費 計								

川 越 市

特定外来生物等捕獲業務		1式	当 一 位 代 価 表				1 号
名 称	材 料	形状寸法・規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
現地調査							見込み業務量160業務程度
			1.00	業務			
捕獲檻の貸し出し	1要望者に対し1基 最長2か月程度						見込み業務量330業務程度
			1.00	業務			
アライグマの回収搬送	捕獲檻の設置場所から処分 対応機関への搬送						見込み業務量280業務程度
			1.00	業務			
ハクビシンの回収処分	捕獲檻の設置場所から安楽 死処分箇所への搬送及び安 楽死処分						見込み業務量50業務程度
			1.00	業務			
タヌキ等の回収搬送	捕獲檻の設置場所から指示さ れた場所への搬送						見込み業務量50業務程度
			1.00	業務			
死亡個体の運搬処分	東清掃センターへの搬送						見込み業務量330業務程度
			1.00	業務			
捕獲檻の再貸し出し	動物捕獲時に併せて行う捕獲 檻の再貸し出し						見込み業務量330業務程度
			1.00	業務			
捕獲檻の回収	貸し出し期間満了時及び返却 の申出があった際の回収						見込み業務量330業務程度
			1.00	業務			
捕獲檻の返却	要望者所有の捕獲檻の返却						見込み業務量50業務程度
			1.00	業務			
計							
※各業務の単価は、それぞれの業務における報告書作成費用を含 むものとする。							

名 称	材 料	形状寸法・規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
現地調査							
			160.00	業務			
捕獲檻の貸し出し	1要望者に対し1基 最長2か月程度						
			330.00	業務			
アライグマの回収搬送	捕獲檻の設置場所から処分 対応機関への搬送						
			280.00	業務			
ハクビシンの回収処分	捕獲檻の設置場所から安楽 死処分箇所への搬送及び安 楽死処分						
			50.00	業務			
タヌキ等の回収搬送	捕獲檻の設置場所から指定さ れた場所への搬送						
			50.00	業務			
死亡個体の運搬処分	東清掃センターへの搬送						
			330.00	業務			
捕獲檻の再貸し出し	動物捕獲時に併せて行う捕獲 檻の再貸し出し						
			330.00	業務			
捕獲檻の回収	貸し出し期間満了時及び返却 の申出があった際の回収						
			330.00	業務			
捕獲檻の返却	要望者所有の捕獲檻の返却						
			50.00	業務			
計							
委託価格							
消費税相当額							
本委託費計							

業務フロー



・新規捕獲檻貸し出しで捕獲がある場合の業務パターン

①+②+③(※1)+④(※1)+⑤(※1)+⑥(※2)+⑦×貸し出し回数+⑧(※3)

・継続捕獲檻貸し出しで捕獲がある場合の業務パターン

②+③(※1)+④(※1)+⑤(※1)+⑥(※2)+⑦×貸し出し回数+⑧(※3)

・新規捕獲檻貸し出しで捕獲がない場合の業務パターン

①+②+⑧

・継続捕獲檻貸し出しで捕獲がない場合の業務パターン

②+⑧

・捕獲檻の貸し出しなし(要望者所有捕獲檻)で捕獲がある場合の業務パターン

③(※1)+④(※1)+⑤(※1)+⑥(※2)+⑨

(※1)③、④、⑤の業務数計上方法は、1基の捕獲檻で複数頭の捕獲があった場合は1業務とする

(※2)⑥の死亡個体の運搬処分の業務数計上方法は、運搬処分先で発行された伝票枚数とする

(※3)⑧は動物捕獲時に捕獲檻の再貸し出しの要望がなく、業務終了となった場合は計上しない

特定外来生物等捕獲業務委託仕様書

- 1 委託件名 特定外来生物等捕獲業務委託
- 2 委託場所 川越市内全域
- 3 委託期間 令和8年2月1日から令和9年1月31日まで（1年間）
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
- 4 支払方法 月払い
- 5 入札書記載事項 入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、各業務ごとの単価の合計を記載してください。
- 6 その他特記事項 この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載します。
この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

特 記 仕 様 書

第 1 節 一般事項

(1 . 目的)

この仕様書は、アライグマ等の特定外来生物を捕獲することで、生活環境の悪化、人身への危害、農産物への被害等の生活被害を防除することを目的とする。

(2 . 適用範囲)

この仕様書は、アライグマ等の特定外来生物を捕獲する業務方法について定める。

この仕様書に定めのない事項については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 1 6 年法律第 7 8 号）に基づく埼玉県アライグマ防除実施計画、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）及びその他の要領、指針等による。

(3 . 委託箇所)

川越市内全域

(4 . 委託の期間)

令和 8 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 3 1 日まで（1 年間）

（地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約）

ただし、年末年始（1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで）及び土、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日は除くものとする。

(5 . 支払方法)

毎月払い

(6 . 従事者の配置)

業務にあたっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する狩猟免許（わな猟）を有する者を業務従事者に配置することとする。

(7 . 入札書記載事項等)

入札書の記載については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、

各業務ごとの単価の総額を記載するものとする。入札は各業務ごとの単価の総額で行い、単価は市で決めた案分率に基づき決定する。この場合、各項目の1円に満たない端数は切り捨て、「4.ハクビシンの回収処分」の項目で端数処理を行う。

特定外来生物等捕獲業務委託 案分率

項 目		案分率 (%)
1	現地調査	9.00
2	捕獲檻の貸し出し	7.00
3	アライグマの回収搬送	22.00
4	ハクビシンの回収処分	20.00
5	タヌキ等の回収搬送	14.00
6	死亡個体の運搬処分	7.00
7	捕獲檻の再貸し出し	7.00
8	捕獲檻の回収	7.00
9	捕獲檻の返却	7.00
合 計		100.00

(8. 仕様書に記載のない事項)

この仕様書は、委託業務の概要を示すものであり、この仕様書に定めのない事項又は疑義がある事項については、発注者、受注者双方で協議のうえ解決するものとする。

(9. 法令等の遵守及び手続きの代行)

作業の実施にあたっては、関係する法令、条例及び規則等を遵守し、作業の円滑な進捗を図るものとする。また、官公署等への必要な届出、手続き等は、速やかに処理しなければならない。

作業の実施に際して、関係官公署、付近住民と交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、速やかに発注者と協議し、その決定に従い実施するものとする。

(10. 負担区分)

委託業務に要する機械器具、材料、用具及びこれらを用いるのに必要な検査、官公署等への届出、手続き等は受注者の負担とする。

(1 1. 服務)

「川越市路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、作業現場においては、喫煙をしないよう徹底するものとする。また、業務に従事する者は、品位のある服装・態度に留意するよう努めなければならない。

(1 2. 環境配慮)

受注者は、川越市が環境配慮に取り組んでいることを踏まえ、業務にあたっては、環境に配慮するように努めるものとする。

(1 3. 個人情報の取扱い)

受注者は、委託業務上知り得た秘密事項を他人に漏らしてはならない。受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報を取り扱う場合は十分に注意するものとする。

(1 4. 作業時の安全への留意)

受注者は捕獲作業に当たり、事故等の発生のないように安全に十分留意し、危険が伴うと判断したときは、発注者と協議して適切な措置を講じるものとする。

(1 5. その他事項)

この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載する。

この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

第2節 業務の内容

(1. 現地調査)

受注者は、発注者から特定外来生物の捕獲等についての連絡を受けた時は、速やかに地権者、所有者、賃借人等の要望者（以下「要望者」という。）と連

絡調整を行った後、現場に出向き、必要に応じて要望者の了承を得て被害状況、痕跡等の現地調査を行うものとする。

なお、捕獲檻の貸出期間満了後に引き続き同一要望者に対し貸し出しを行う場合は、現地調査を省略するものとする。

（２．捕獲檻の貸し出し）

受注者は、現地調査を行った後、原則として、受注者の入念に洗浄等がされた捕獲檻を設置するものとする。

また、設置の際は、要望者へ捕獲檻の取り扱い方法等を説明するとともに、捕獲檻の設置に関する留意事項を記した「特定外来生物等捕獲に係る箱ワナの設置について」（様式１）を手渡すものとする。

捕獲檻の貸し出しについては、１ 要望者に対し１基を原則とし、捕獲檻を設置する期間については、最長２か月程度とする。

ただし、状況により、適時協議のうえ、短縮又は延長できるものとする。

なお、受注者は、捕獲檻の貸し出し開始から概ね４か月間捕獲実績のない要望者の情報を速やかに発注者へ報告するものとする。

（３．アライグマの回収搬送）

受注者は、発注者からアライグマの捕獲等についての連絡を受けた時は、速やかに要望者と連絡調整を行った後、現場に出向き、捕獲檻にかかったアライグマの回収をし、処分対応機関である指定動物病院と連絡調整を行った後、搬送するものとする。

ただし、回収時に捕獲檻内で既にアライグマが死亡していた場合を除くものとする。

（４．ハクビシンの回収処分）

受注者は、発注者からハクビシンの捕獲等についての連絡を受けた時は、速やかに要望者と連絡調整を行った後、現場に出向き、捕獲檻にかかったハクビシンの回収をし、発注者から承認を受けた場所において安楽死処分するものとする。

ただし、回収時に捕獲檻内で既にハクビシンが死亡していた場合を除くものとする。

（５．タヌキ等の回収搬送）

受注者は、発注者からタヌキ等の野生動物の捕獲等についての連絡を受けた時は、速やかに要望者と連絡調整を行った後、現場に出向き、捕獲檻にかかっ

たタヌキ等の回収をし、発注者と連絡調整を行った後、指示された場所へ搬送するものとする。

ただし、回収時に捕獲檻内で既にタヌキ等の野生動物が死亡していた場合を除くものとする。

（６．死亡個体の運搬処分）

受注者は、処分対応機関である指定動物病院からアライグマの死亡個体の回収についての連絡を受けた時、ハクビシンの安楽死処分を行った時、捕獲檻の中で死亡した個体を確認した時は、その個体を段ボール箱詰めしたうえ、東清掃センターへ運搬し、処分するものとする。

なお、使用する段ボール箱は受注者負担とし、東清掃センターへ搬入する死亡個体の処分に係る処理手数料については免除するものとする。

（７．捕獲檻の再貸し出し）

受注者は、発注者から捕獲獣の回収と併せて捕獲檻の再貸し出しについての連絡を受けた時は、上記（３．アライグマの回収搬送、４．ハクビシンの回収処分、５．タヌキ等の回収搬送）業務時と併せて、受注者の入念に洗浄等がされた捕獲檻を要望者の了承を得て再設置するものとする。

なお、捕獲檻を所有する要望者については、貸し出しを要さないものとする。

（８．捕獲檻の回収）

受注者は、貸し出し期間満了時又は要望者から捕獲檻の返却の申出があった際は、速やかに要望者と連絡調整を行った後、現場に出向き、捕獲檻を回収するものとする。

（９．捕獲檻の返却）

受注者は、上記（３．アライグマの回収搬送、４．ハクビシンの回収処分、５．タヌキ等の回収搬送）業務時に回収した要望者が所有する捕獲檻を、入念に洗浄等をした後、速やかに要望者へ返却するものとする。

（１０．その他）

捕獲されたアライグマについては、性別、体重等を記録し発注者へ報告するものとする。

受注者は、月毎にその月に処理した件数等を「特定外来生物等捕獲業務報告書」（様式２）により、翌月１０日までに発注者に報告するものとする。

また、埼玉県アライグマ防除実施計画に基づく従事者証を業務に従事する者

へ発行するため、委託期間満了時に委託期間中のアライグマの捕獲状況を発注者に報告するものとする。ハクビシンの捕獲状況については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可証を業務に従事する者へ発行するため、許可期間満了時に許可期間中のハクビシンの捕獲状況を発注者に報告するものとする。

なお、依頼場所が市内全域であり、突発的・緊急的・不定期に要請が生じるが、原則として当日中に対応するものとする。ただし、発注者から指示を受けた業務をやむを得ず当日中に行えない場合は、要望者に実施の日時等について当日中に必ず連絡するものとする。

第3節 委託業務の適正化

(1. 委託業務実施計画書)

受注者は、委託期間中の業務計画を定めた実施計画書を提出し、発注者の確認を受けるものとする。

(2. 業務従事者の交代)

業務に従事する者が業務の遂行上不適当と認められるときは、発注者は受注者に対しその者の交代を求めることができるものとする。

(3. 責任者の指定)

受注者は、当該業務に係る責任者を1名指定し、従事者との連絡調整を綿密に行わせて、当該業務の適正な管理にあたらせるものとする。

(4. 業務開始前の準備)

受注者は、事前に業務の概要を把握するとともに、発注者と十分に打合せを行ったうえで、その指示に従って業務を効率よく安全に遂行するものとする。

(5. 現場の安全管理)

作業の実施にあたっては、施設等を損傷しないよう充分注意するものとする。万一損傷した場合は、受注者の負担で原形に復するものとする。

受注者は、人身事故、災害又は第三者に損害を与える事故等が発生した場合は、応急処置を講じるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容について、遅滞なく発注者に報告するものとする。

(6. 作業用機械器具等)

作業用の機械器具、道具類は、作業に適するものを使用する。発注者が不適当と認めたときは、取替えを指示することがある。

(7. 異常報告)

受注者は、異常を発見した時は、直ちに発注者に連絡するものとする。

(8. 写真撮影)

受注者は、作業毎に実施状況写真を撮影、整理し、発注者の確認を受ける。写真はカラーとし、作業の一連の流れが分かるよう撮影するものとする。

(9. 跡片付け)

受注者は、作業の完了に先立ち、速やかに不用物を整理し、適切に処分するものとする。

(10. 作業の完了)

受注者は、作業の完了後、速やかに書類等を点検整備するものとする。

第4節 委託業務の実施報告

(1. 実施報告書)

受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく「委務業務実施報告書」を発注者に提出するものとする。この際、必要とする出来高書類を添付すること。

第5節 委託業務の再委託

(1. 再委託)

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

委託業務実施計画書作成要領

(1. 趣旨)

この要領は、「特定外来生物等捕獲業務委託仕様書」に定める委託業務実施計画書の作成について適用するものとし、作成に必要な事項を定めるものとする。

(2. 計画書の構成)

計画書は、次の事項をもって構成する。また、発注者がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

- ①業務概要
- ②鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する狩猟免許（わな猟）の写し（業務従事者に限る）
- ③管理技術者等通知書
- ④「実施計画書」
- ⑤作業体制表
- ⑥使用機器材一覧表
- ⑦安楽死処分実施箇所案内図
- ⑧安全対策
- ⑨緊急時の体制（連絡網）及び対応
- ⑩特定外来生物等捕獲に係る箱ワナの設置について（様式1）
- ⑪その他

(3. 各事項における留意点)

安全対策では、作業員の安全衛生管理等について記載すること。

委託業務写真撮影要領

(1. 趣旨)

この要領は、「特定外来生物等捕獲業務委託仕様書」に定める写真撮影について適用するものとし、作成に必要な事項を定めるものとする。

委託業務における写真撮影は、業務の履行を証する重要な事項であることを十分に認識し、本要領に沿って適正に対応するものとする。

(2. 写真の分類)

写真は、次のように分類する。

- ①使用機器・材料写真
- ②実施状況写真
- ③その他

(3. 写真の撮影)

- ①写真の撮影は、別記撮影箇所一覧表に示すものを標準とする。
- ②写真の撮影にあたっては、原則として次の項目を記載した小黒板等を被写体として共に写し込むものとする。
 - (1)委託名
 - (2)業務名
 - (3)日付
 - (4)実施箇所
- ③発注者から指示があった作業は、発注者の立会い写真を撮るものとする。

(4. 写真帳)

写真帳は、市販の工事写真台帳を使用して（デジタルカメラによる写真のプリントアウトについてはこの限りではない）、業務別に作業の過程が容易に把握できるように整理し、「委託業務実施報告書」とともに1部提出する。

(5. 撮影時の一般的注意事項)

写真の撮影にあたっては、作業の一連の流れが分かるよう撮影するものとし、撮影後はできるだけ早く現像し、撮った写真が目的に合ったものとなっているかを調べること。

撮影箇所一覧表

区 分	業 務	撮影項目	留意事項等
使用機器・材料	機器・材料	機器全景	
実施状況	現地調査	調査状況	被害状況等適宜
	捕獲檻の貸し出し	設置状況、再設置状況	
	捕獲獣状況	捕獲状況	
	ハクビシン安楽死処分	処分後	
	捕獲檻の回収	回収状況	
	捕獲檻の返却	返却状況	
その他	異常報告		災害、事故等が発生した場合は、詳細に記録する。

実施報告書作成要領

(１．趣旨)

この要領は、「特定外来生物等捕獲業務委託仕様書」に定める「委託業務実施報告書」に添付する出来高等の書類作成について適用するものとし、作成に必要な事項を定めるものとする。

(２．出来高書類)

「委託業務実施報告書」に添付する出来高書類は、次に示すものとする。また、発注者がその他の書類等の提出を求めた場合には、遅滞なくこれを作成し、提出するものとする。

- ①特定外来生物等捕獲業務報告書（様式２）
- ②伝票等
- ③作業確認票
- ④写真（「委託業務写真撮影要領」による）
- ⑤埼玉県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等実績報告
- ⑥鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可証に基づく捕獲報告書
- ⑦その他

特定外来生物等捕獲に係る箱ワナの設置について

川越市では、特定外来生物に指定されている「アライグマ」を捕獲するため、捕獲用の箱ワナを皆様のご協力の上、設置しております。

設置に際し、下記の点について留意していただきますようお願いいたします。

- エサは、リンゴやバナナなどの果物を取り付けるようお願いいたします。
- アライグマは夜行性のため、エサの取り付けは夕方に行い、翌朝に捕獲されているかどうかの確認をお願いいたします。なお、アライグマ等が捕獲された場合は、市役所までご連絡ください。
- 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は市役所が閉庁でアライグマ等の回収ができませんので、金曜日、土曜日、祝日の前日及び年末年始（12月28日から翌年1月2日まで）のエサの取り付けは控えてください。
- 猫等が誤って箱ワナに掛かった場合は、その場で逃がしてください。
- 箱ワナの設置期間は概ね2か月とします。
- 箱ワナの設置開始から、概ね4か月間捕獲の実績がない場合は、原則箱ワナの貸し出しをすることができません。忌避剤や動物除けネット等、ご自身での対策を講じるようお願いいたします。

発注者 : 川越市役所 環境部 環境政策課 みどりの担当
Tel 049-224-5866（直通）

受注者 : 株式会社〇〇〇〇
Tel 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(様式2)

特定外来生物等捕獲業務報告書

[illegible]

＜記入上の注意＞

- 注1 わなを設置する毎に記録してください。
- 注2 捕獲されず、わなを撤去したり移設した場合も記録を残してください。
- 注3 「ワナ番号」はワナの管理番号ではなく、捕獲を試みた場所等の番号です。
- 注4 「捕獲方法」は、バルダンから選択してください。
- 注5 「罠方式」は、農林技術研究センターが開発したアライグマ捕獲専用わなになります。
- 注6 同一のわんで複数個体が捕獲された場合は、各個体毎に1行ずつ記載してください。
- 注7 錯誤捕獲の場合も記録してください。
- 注8 捕獲目的別の次のコード番号で記載してください。
- | | |
|----------|--------------------------|
| 1: 農業被害 | 4: 生活被害（家庭菜園） |
| 2: 家庭被害 | 5: 生活被害（貝類、観賞魚等） |
| 3: 生態系被害 | 6: その他（具体的に備考欄に記載してください） |

作業確認票

No.

要望者名			
住 所	川越市		
電話番号			
被害状況の 聞き取り			
捕獲檻設置場所			
対応記録			
年月日	要望者確認欄	対応状況	
現地調査		業務	備 考 捕獲あり ・ 捕獲なし
捕獲檻の貸し出し		業務	アライグマ(頭)
アライグマの回収搬送		業務	ハクビシン(頭)
ハクビシンの回収処分		業務	タヌキ (頭)
タヌキ等の回収搬送		業務	その他 (頭)
死亡個体の運搬処分		業務	特記事項()
捕獲檻の再貸し出し		業務	
捕獲檻の回収		業務	
捕獲檻の返却		業務	

No. 1

現地調査状況

被害状況等

余 白

No. 2

捕獲檻の貸し出し状況

設置状況

再設置状況

余 白

No. 3

捕獲獣状況

捕獲状況

余 白

No. 4

ハクビシン安楽死処分状況

処分後

余 白

No. 5

捕獲檻の回収

回収状況

余 白

No. 6

捕獲檻の返却

返却状況

余 白

川越市環境方針

基本理念

川越市は、現在の環境を保全し、より良い環境を創造して、次の時代を生きる私たちの子孫に引き継いでいかななくてはならないと認識します。

近年、地球温暖化の影響と考えられる自然災害、熱中症、感染症など、様々なリスクが高まっており、地球温暖化は、人類の生存基盤に係る最も重要な環境問題の一つとなっています。また、私たちの生活に影響が大きいエネルギー問題への関心が高まっており、これまでも増して地域の自然的・社会的条件に応じた、実効性のある取組が不可欠となっています。

よって、川越市は、地域の環境の保全とより良い環境の創造に向けて率先して行動し、その取組を地域全体に広げていくことによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していきます。

基本方針

川越市は、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会実現に向けた取組をはじめとして、環境に影響を与える要因を市独自の環境マネジメントシステムを用いて継続的に改善することによって、環境に配慮した自治体であることをめざします。

- 1 「小江戸かわごえ脱炭素宣言」に基づき、国や他の自治体とともに「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会を目指し、市民・事業者・民間団体と力をあわせて地球温暖化対策の推進に努めます。
- 2 事務・事業の重要性や、それらが環境に与える様々な影響を十分認識した上で、適切な環境配慮を行います。特に、エネルギー使用の合理化と環境負荷の低減を図ります。
- 3 市の施設、設備の適切な管理、事故の備えによる環境汚染の予防に努めます。
- 4 環境に関する法規法令、条例、協定その他の合意事項を順守するとともに、自ら定めた環境への取組を率先して進めます。
- 5 環境基本計画などの各種計画に従って、技術的・経済的に可能な範囲で達成すべき目的及び目標を定めます。

また、取組の成果を内外に公表し、意見を反映させることによって、目的及び目標の見直しを図ります。

- 6 全職員・本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に、継続的に教育・訓練を行います。
- 7 基本理念、基本方針を踏まえて全職員が環境に配慮した活動を行うとともに、本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に協力を求めています。

令和7年4月23日 川越市長 森田初恵

